

第 編 直接国稅編

# 5 相 続 税

5 - 1 課 税 状 況

## 5-1 課税状況

## (1) 課税状況

区 分	相 続 人 等 の 数	金 額
	人	千円
取 得 財 産 価 額	24,191	1,913,847,272
債 務 控 除 額	11,051	198,076,510
加 算 贈 与 財 産 価 額	2,592	8,381,581
課 税 価 格	実 24,181	1,724,141,509
相 続 税 額	算 出 税 額	23,791
	2 割 加 算 額	821
税 額 控 除	計	実 23,791
	贈 与 税	1,096
	配 偶 者	4,380
	未 成 年 者	347
	障 害 者	366
相 次 相 続 税 額	1,204	3,342,159
	1	358
計	実 6,946	84,357,081
差 引 税 額	実 20,715	190,963,320
納 税 猶 予 額	1,211	23,142,644
納 付 税 額	実 20,441	167,820,676
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額	-	-
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	7,851	678,740,000

調査対象：平成 13 年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成 14 年 10 月 31 日

(注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の「7,851 人」は被相続人の数である。

2 「相続人等の数」欄の「実」は実人員を示す。

用語の説明：

- 1 加算贈与財産価額……相続又は遺贈により財産を取得した者に相続開始前 3 年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。
- 2 2 割加算額……相続又は遺贈により財産を取得した者の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その者の相続税額に加算されるその相続税額の 20% に相当する金額をいう。
- 3 税額控除
  - イ 贈与税額控除……加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。
  - ロ 配偶者の税額軽減……課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額（1 億 6,000 万円未満の場合は 1 億 6,000 万円）と配偶者の実際の取得価額のいずれか少ない方の金額に係る相続税額が配偶者の算出相続税額から控除される。  
ただし、この軽減の対象となる財産には、相続税の納税義務者により仮装または隠ぺいされていた財産は含まれない。
  - ハ 未成年者控除……相続又は遺贈により財産を取得した者が「満 20 歳未満の法定相続人」である場合に、その者が満 20 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円の割で計算した金額がその相続税額から控除される。
  - ニ 障害者控除……相続又は遺贈により財産を取得した者が障害者でかつ法定相続人である場合に、その障害者が 70 歳になるまでの年数 1 年につき 6 万円（特別障害者の場合には 12 万円）の割で計算した金額が、相続税額から控除される。
  - ホ 相次相続控除……被相続人が、その死亡前 10 年以内に相続により財産を取得しかつ相続税を納付している場合には、前の相続から次の相続までの期間を 10 年から差引いた年数に、前回の相続税額の 10 分の 1 相当額を乗じて得た額が今回の相続税額から控除される。
  - ヘ 外国税額控除……相続財産が本法の施行地外にあることによって、外国の法令により相続税に相当する税が課税されていた場合には、その税額相当額が控除される。
- 4 納税猶予額……相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差引いた残額について、原則として当該相続人の死亡の日又は相続税の申告期限から 20 年を経過する日のいずれか早い日まで納付を猶予される。
- 5 遺産に係る基礎控除額…5,000 万円 + (1,000 万円 × 法定相続人数)

## 5 相続税

### (2) 課税状況の累年比較

区 分	課 税 価 格		相続税額	税額控除額	納 付 税 額		被相続 人の数
	相続人等の数	金 額			相続人等の数	金 額	
平成9年分	人	千円	千円	千円	人	千円	人
	26,156	2,023,827,491	357,904,146	106,631,895	22,396	211,998,550	8,092
10	27,773	1,998,689,034	342,977,337	107,116,576	24,230	204,371,739	8,344
11	26,921	1,940,197,925	312,776,436	94,015,779	22,883	187,814,160	8,447
12	25,310	1,839,149,491	307,647,913	90,543,828	21,470	191,069,707	8,065
13	24,181	1,724,141,509	275,320,387	84,357,081	20,441	167,820,676	7,851

### (3) 申告及び処理の状況

区 分	課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額		
本 年 分	申 告 額	人 24,209	千円 1,722,803,674	人 20,467	千円 167,507,021	人 7,851
	修正申告による増差額	373	4,435,681	643	1,058,670	279
	更正による増差額	1	59,567	3	20	3
	更正等による減差額	257	3,175,989	415	745,330	173
	決 定 額	2	18,576	2	336	1
	計	実 24,181	1,724,141,509	実 20,441	167,820,676	実 7,851
過 年 分	申 告 額	392	18,547,933	346	1,417,919	171
	修正申告による増差額	2,207	32,085,008	3,577	7,161,160	1,256
	更正による増差額	22	2,266,962	28	840,236	19
	更正等による減差額	941	13,824,417	1,213	4,353,272	521
	決 定 額	22	572,435	22	56,233	9
	計	実 364	39,647,921	実 347	5,122,275	実 171
合 計	申 告 額	24,601	1,741,351,607	20,813	168,924,940	8,022
	修正申告による増差額	2,580	36,520,689	4,220	8,219,830	1,535
	更正による増差額	23	2,326,529	31	840,216	22
	更正等による減差額	1,198	17,000,406	1,628	5,098,603	694
	決 定 額	24	591,011	24	56,569	10
	計	実 24,545	1,763,789,430	実 20,788	172,942,952	実 8,022

本  
年  
分 { 調査対象：平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査時点：平成14年10月31日

過  
年  
分 { 調査対象：平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、申告又は処理（更正、決定等）による課税実績

調査期間：平成12年中に財産を取得した者については、平成13年11月1日から平成14年6月30日まで  
平成11年以前に財産を取得した者については、平成13年7月1日から平成14年6月30日まで

(注) 「相続人等の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は実人員を示す。

### (4) 加算税の状況

区 分	過 少 申 告 加 算 税		無 申 告 加 算 税		重 加 算 税	
	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額	相続人等の数	金 額
本 年 分	人 102	千円 26,284	人 154	千円 70,264	人 5	千円 16,947
過 年 分	2,229	476,970	278	46,473	207	337,078
合 計	2,331	503,254	432	116,737	212	354,025

調査対象等：「5 - 1 (3) 申告及び処理の状況」参照

## (5) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人等の数	金額	相続人等の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
岐阜北	890	65,371,204	715	4,551,750	304
岐阜南	753	59,963,003	611	4,093,664	274
大垣	599	45,637,618	478	4,013,154	218
高山	122	8,262,573	98	357,827	48
多治見	297	16,796,863	256	1,060,103	96
関	304	18,233,466	253	1,085,963	100
中津川	68	4,206,211	59	276,253	24
岐阜県計	3,033	218,470,938	2,470	15,438,713	1,064
静岡岡	763	63,654,192	672	6,615,076	250
清水	430	28,549,299	361	2,400,943	127
浜松西	869	57,181,087	774	7,382,839	258
浜松東	446	24,077,562	377	1,619,594	134
沼津	882	68,816,052	753	6,745,748	291
熱海	239	13,951,280	214	1,525,139	69
三島	445	33,803,430	367	3,368,723	145
島田	285	15,998,480	245	1,029,119	90
富士	564	41,692,702	481	3,208,901	177
磐田	369	22,533,836	311	1,593,098	121
掛川	188	11,411,735	155	776,142	64
藤枝	437	28,148,907	370	2,150,449	135
下田	74	3,629,820	66	168,372	24
静岡県計	5,991	413,448,382	5,146	38,584,143	1,885
千種	566	43,075,306	512	5,286,043	184
名古屋東	146	10,302,819	126	1,233,626	44
名古屋北	478	39,922,120	418	5,338,756	145
名古屋西	668	53,165,295	597	5,496,975	213
名古屋中村	275	26,849,844	241	4,074,774	90
名古屋中	194	12,897,783	174	1,236,636	57
昭和	1,015	93,258,914	874	13,832,552	324
熱田	707	57,610,905	612	7,397,527	205
中川	598	45,164,904	519	5,270,909	189
名古屋市計	4,647	382,247,890	4,073	49,167,798	1,451
豊橋	1,476	100,231,531	1,227	8,877,070	457
岡崎	756	49,722,985	627	4,130,633	235
一宮	1,052	68,298,439	857	6,010,457	347
尾張瀬戸	302	19,594,376	262	1,587,340	94
半田	1,073	70,952,996	923	5,646,899	345
津島	622	47,088,628	483	4,514,797	227
刈谷	1,196	82,344,773	1,009	7,620,744	389
豊田	795	49,993,935	673	4,234,772	231
西尾	381	24,630,861	299	1,666,628	142
小牧	1,277	87,831,190	1,068	7,479,001	420
新城	70	3,690,577	59	144,581	23
愛知県計 (除名古屋中)	9,000	604,380,291	7,487	51,912,922	2,910
津	261	17,225,424	216	1,483,799	93
四日市	475	30,706,385	405	2,248,007	164
伊勢	163	8,743,680	139	570,141	50
松阪	114	7,095,888	98	600,023	41
桑名	186	21,758,098	150	6,196,462	74
上野	79	5,198,496	62	288,699	31
鈴鹿	173	11,080,639	147	907,726	69
尾鷲	59	3,785,398	48	422,242	19
三重県計	1,510	105,594,008	1,265	12,717,100	541
総計	24,181	1,724,141,509	20,441	167,820,676	7,851

(注) この表は、「5 - 1(3)申告及び処理の状況」の「本年分」を税務署別に示したものである。